平成 31 年度

契 約 番 号	第73-21-00049号											
件名	白川浄水場草刈業務											
入札(見積)年月日 平成31年 4月 24日 午後 1時 30分												
入札(見積)場所 水道局総務部総務課入札室												
	7,776,000 円 主 管 課 73 白川浄水場											
落札(決定)金額	入札(見積)価格に 8 %に相当する額を加算した金額が         法律上の客札(決定)金額である。    最低制限価格											
工種(業種)	290 その他 円											
落札(決定)業者	60000088080 (株) 岩崎造園土木											

### 入 札 (見 積)経過

(単位:円)

		入 札 (見 積 )金 額									
指名(見積)業者名	第 1 回	最	低	第 2 回	最	低	   第 3	2 回	最	低	価格交渉金額
	第 1 凹	金	額	第 2 凹	金	額	邪	5 Щ	金	額	
(株) 岩崎造園土木											落札
		7, 200	0,000								
(株)栄商											
		9, 800	0,000								



平成 31 年度

契 約 番 号	第73-21-00048号											
件名	白川浄水場樹木維持管理業務											
入札(見積)年月日	平成31年 4月 24日 午後 1時 35分											
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室											
	9,720,000 円	主 管 課 73 白川浄水場										
落札(決定)金額	入札(見積)価格に 8%に相当する額を加算した金額が 法律上の落札(決定)金額である。	最低制限価格										
工種(業種)	290 その他	円										
落札(決定)業者	60000004270 (株)蔵田喜芳園	,										

### 入 札 (見 積)経過

(単位:円)

				ス	、札(見	積	) 金	額				
指名(見積)業者名	Arte -		最	低	## ° -	最	低	Anton		最	低	価格交渉金額
	第 1	回	金	額	第 2 回	金	額	第	3 回	金	額	
(株) 栄商												
			9, 450	, 000								
(株) 蔵田喜芳園												落札
			9,000	, 000								
(												



平成 31 年度

契 約 番 号	第73-21-00050号											
件名	定山渓浄水場草刈業務	定山渓浄水場草刈業務										
入札(見積)年月日	平成31年 4月 24日 午後 1時 40分											
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室											
# 11 / /	1, 166, 400 円	主 管 課 73 白川浄水場										
落札(決定)金額	入札(見積)価格に 8%に相当する額を加算した金額が 法律上の落札(決定)金額である。	最低制限価格										
工種(業種)	290 その他	Н										
落札(決定)業者	60000086910 (株)岩本石庭											

### 入 札 (見 積)経過

(単位:円)

		入 札 (見 積 )金 額										
指名(見積)業者名	签 1 同	最 低	<b>第 0 回</b>	最 低	签 2 同	最 低	価格交渉金額					
	第 1 回	金額	第 2 回	金 額	第 3 回	金 額						
(株) 岩本石庭							落札					
		1,080,000										
( till de )												



平成 31 年度

契約番号	第52-21-00151号											
件名	北区太平地区配水管計画洗管業務その1 No.5-6001											
入札(見積)年月日	F月日 平成31年 4月 24日 午後 1時 50分											
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室											
	7,484,400 円 主 管 課 52 北部配水管理課											
落札(決定)金額	入札(見積) 価格に 8 %に相当する額を加算した金額が 法律上の落札(決定) 金額である。 最 低 制 限 価 格											
工種(業種)	290 その他 円											
落札(決定)業者	60000019260 丸功協栄工業 (株)											

### 入 札 (見 積)経過

(単位:円)

	入 札 (見 積 )金 額										
指名(見積)業者名		最	低		最	低			最	低	価格交渉金額
	第 1 回	金	額	第 2 回	金	額	第	3 回	金	額	
											落札
7 = 2 1 100 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1		6, 930,	, 000								
(株) 若杉水道											
		7, 150,	, 000								
/ http://www.html				1							1



平成 31 年度

契 約 番 号	第52-21-00152号										
件名	北区太平地区配水管計画洗管業務その2 No.5-6002										
入札(見積)年月日 平成31年 4月 24日 午後 1時 55分											
入札(見積)場所 水道局総務部総務課入札室											
	7,668,000 円 主 管 課 52 北部配水管理課										
落札(決定)金額	入札(見積) 価格に 8 %に相当する額を加算した金額が 法律上の落札(決定) 金額である。 最 低 制 限 価 格										
工種(業種)	290 その他 円										
落札(決定)業者	60000021900 (株) 若杉水道										

### 入 札 (見 積)経過

(単位:円)

	入 札 (見 積 )金 額										
指名(見積)業者名	笠 1 同	最	低	<b>第</b> 0同	最	低	坯	o (리	最	低	価格交渉金額
	第 1 回	金	額	第 2 回	金	額	弗 	3 回	金	額	
北土設備(株)											
		7, 200	, 000								
丸功協栄工業(株)		7, 300	. 000								
(株) 若杉水道											落札
		7, 100	, 000								



平成 31 年度

製 約 番 号	第36-21-00027号											
件名	高区配水施設消防設備点検業務											
入札(見積)年月日 平成31年 4月 24日 午後 2時 00分												
入札(見積)場所 水道局総務部総務課入札室												
	1,242,000 円 主 管 課 36 配水センター											
落札(決定)金額	入札(見積)価格に 8 %に相当する額を加算した金額が 法律上の落札(決定)金額である。 最 低 制 限 価 格											
工種(業種)	290 その他 円											
落札(決定)業者	60000012030 東京防災設備(株)											

### 入 札 (見 積 )経 過

(単位:円)

指名(見積)業者名	签 1 同	最	低	签 0 同	最	低	松	3 回	最	低	価格交渉金額
	第 1 回	金	額	第 2 回	金	額	- - -	3 凹	金	額	
(株)アスフル											
		1, 190,	000								
江東産業 (株)											
		1, 285,	000								
東京防災設備(株)											落札
		1, 150,	000								
東洋防災(株)		1 000	000								
JL )と ) かい へ Pナ (( こ ( ) +		1, 330,	000								
北海道総合防災設備(株)		1, 555,	000								
 (有) 北海道防災設計		1, 000,	000								
(有) 机弹矩例火取引		1, 420,	000								
		-,,									
(   土本 )	1										



平成 31 年度

契 約 番 号	第36-21-00037号	
件名	南沢第1ポンプ場ほかテレメータ設備	i点検業務
入札(見積)年月日	平成31年 4月 24日 -	午後 2 時 10 分
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室	
# h / \	1,836,000 円	主 管 課 36 配水センター
落札(決定)金額	入札(見積)価格に 8%に相当する額を加算した金額が 法律上の落札(決定)金額である。	最低制限価格
工種(業種)	290 その他	円
落札(決定)業者	60000034020 菱照エンジニアリング(	株)

### 入 札 (見 積)経過

(単位:円)

			ブ	、札(見	積	) 金	額				
指名(見積)業者名		最	低		最	低			最	低	価格交渉金額
	第 1 回		額	第 2 回	金		第	3 回	金	額	
├── 菱照エンジニアリング (株)						<u> </u>					決定
. , , , , ,		1,700	, 000								
( )44, 44 )				l .							



## 業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

1	件 名	南沢第1ポンプ場ほかテレメータ設備点検業務
2	特定業者	菱照エンジニアリング株式会社
3	特定理由	本業務の対象となるテレメータ設備は、遠隔地にある機器の
		制御及び計測値の伝送を行うためのものであり、ポンプ場、配
		水池、及び配水幹線の運用に必要不可欠な重要な設備である。
		当該業務は、製造メーカーの技術基準に基づいた点検、調整、
		良否判断を求めており、製造者が保有する機器独自の設計
		データがなければ、機能診断及び劣化診断における良否の判断
		が不可能である。
		標記業者は、上記の履行条件を満たす唯一の業者である。
4	根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当す
		ると判断されるため。

平成 31 年度

契 約 番 号	第14-21-00005号									
件名	平成31年度札幌水道じっかんキャンペーン									
入札(見積)年月日	平成31年 4月 24日	<b>午後 2 時 30 分</b>								
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室									
++ U / V4	23, 563, 636 円	主 管 課 14 企画課								
落札(決定)金額		最低制限価格								
工種(業種)	290 その他	円								
落札(決定)業者	60000102420 (株) 東急エージェンシ	一北海道支社								

### 入 札 (見 積)経過

(単位:円)

			ノ	、札 (見	積	) 金	額				
指名(見積)業者名	// 1 <u>-</u>	最	低	# 0 U	最	低	A-A-		最	低	価格交渉金額
	第 1 回	金	額	第 2 回	金	額	第	3 回	金	額	
(株)東急エージェンシー北 海道支社											決定
海道支社		21,818	3, 182								
( )	1			l .							<u> </u>



## 業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件 名 平成31年度 札幌水道じっかんキャンペーン業務 (公募型企画競争)
- 2 事業者名 株式会社東急エージェンシー北海道支社
- 3 特定理由 企画内容の良否を第一主義としており、競争入札にはそぐわず、企画競争による選考の結果、最も審査内容に合致している案を提示した業者と契約を締結することが望ましいため。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

平成 31 年度

契 約 番 号	第61-21-00089号									
件名	平成31年度水道幹線工事に伴う交通規制広報業務									
入札(見積)年月日	平成31年 4月 24日 -	午後 2 時 35 分								
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室									
落札(決定)金額	1, 231, 200 円	主 管 課 61 計画課								
	入札(見積)価格に 8%に相当する額を加算した金額が 法律上の落札(決定)金額である。	最低制限価格								
工種 (業種)	290 その他	Н								
落札(決定)業者	60000012240 (一財) 北海道交通安全協会									

### 入 札 (見 積)経過

(単位:円)

			入札(見	積 )	) 金	額				
指名(見積)業者名	<b>数 1</b> 回	最 但	·	最	低	## C		最	低	価格交渉金額
	第 1 回	金 額	第 2 回	金	額	第 3	5 <u>川</u>	金	額	
(一財) 北海道交通安全協会										決定
		1, 140, 000	)							
( )										



### 業者特定理由書

下記の理由により、見積業者を特定することといたしたい。

記

### 1. 件 名

平成 31 年度水道幹線工事に伴う交通規制広報業務

### 2. 業 者 名

一般財団法人北海道交通安全協会 (北海道交通安全活動推進センター)

### 3. 業務の内容

平成 31 年度施工予定の水道幹線工事を円滑に施工するための広報企画、及び広報 活動

### 4. 特定理由

本業務は、本局が行う水道幹線工事に伴う交通規制や迂回路等を設定するとともに、 工事に関連する事業者(運送事業者等)等に事前周知を行い、工事区間における安全 かつ円滑な通行を確保することを目的としたものである。

当該業務の履行にあたっては、

- ① 交通規制及び迂回路の設定に際し、専門的知識と経験を有していること。
- ② 北海道警察本部及び所轄警察署との協議・調整を図ることができること。
- ③ 交通規制の周知を必要とする交通・運送事業者等及びその関係機関、団体等を 把握していること。
- ④ 広報活動における実績を有していること。

以上の条件を満たしていることが不可欠である。

上記団体は、道路交通法第 108 条の 31 に定めるところにより、道路交通の安全確保を目的に、交通規制に関する広報活動を行う機関として、道内で唯一、公安委員会より指定された法人であり、上記条件をすべて満たす業者は当団体以外にはない。

#### 5. 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号